

令和 8 年 第 6 回 新富町農業委員会会議録

(令和 8 年 6 月 2 9 日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和 8 年 第 6 回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和 8 年 6 月 2 9 日 (月)					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和 8 年 6 月 2 9 日 午後 2 時 0 0 分 議長 閉会 令和 8 年 6 月 2 9 日 午後 2 時 4 8 分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10 番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11 番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12 番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13 番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14 番	新惠 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15 番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16 番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		13 番 倉永 英生 委員	14 番 新惠 浩二 委員			
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐兼係長	嶋末 剛	○			
	主任主事	河野 晃大	○			
	会計年度任用職員	木村 友香	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転）について
- (5) 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について
- (6) 令和7年農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転1）について

議案第31号 農用地利用集積等促進計画案（所有権移転2及び貸借権記載内容の変更）について

議案第32号 農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について

議案第33号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議長 ただ今から、令和8年第6回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 5月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。ほかに報告事項があれば事務局からの説明をお願いします。

事務局 （報告事項を報告）

議長 この件について質問等はないですか。

議長 それでは質問もないようですので、この件については終わります。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、13番 倉永英生委員、14番 新恵浩二委員を指名いたします。

議長 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

（異議なし声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

議長 次に、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その1について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 その1についてご説明いたします。
譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さん、申請地は大字上富田字

■■■■■の田で 159 m²です。所有権移転で兄弟間での無償贈与となっております。なお、取得後は野菜を作付けするとの事です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、管理されており、耕作に問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 27 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 27 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 28 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。

現地調査資料の 1 ページをご覧ください。申請人は大字新田■■■■の■■■■さんです。申請地は大字新田字■■■■■■■■の登記が畑、及び■■■■で登記地目が宅地で、現況が畑の 2 筆合計 125.74 m²になります。場所については、■■■■地区集会所から北に 70m ほど進んだ土地になります。（航空写真で位置を説明）申請内容は自宅への進入路となります。2 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、対象地は周辺の状況から、生産性の低い小集団の農地と考えられますので、第 2 種農地と判断しており、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 4 番 芳野京子 委員

芳野 4 番芳野がその 1 について現地調査の報告をいたします。道路に隣接しななら問題はないと思いました。以上です。

議長 地元委員は私ですが特にありません。

議長 ただ今、議案第 28 号について説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 28 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 28 号については申請どおり承認されました。
よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 29 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。

現地調査資料の 3 ページをご覧ください。譲受人は■■■■■■■■株式会社、譲渡人は■■■■■■さんほか 2 名で 3 年間の賃貸借権設定で一時転用になります。申請地は大字新田■■■■■■ほか 5 筆の 6 筆合計 4,549 m²、登記地目現況共に田で、賃借料は年間■■■■■■円となります。場所については、株式会社■■■■■■から西に 250m ほど進んだ土地です。(航空写真で位置を説明) 申請内容は工事用作業用地になります。4 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は農用地区域内の農地となっておりますが、「申請にかかる農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当するため許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

議長 15 番 長友嘉美 委員

長友嘉 15 番長友がその 1 について説明いたします。この敷地は作業するため、クレーンを入れたりということで、作業地と現況ある高速道路を 4 車線化するために作業が必要な土地ということでなんら問題ないと思われます。以上です。

議長 地元委員は私ですが特にありません。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。

現地調査資料の 5 ページをご覧ください。譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで親子関係での使用貸借になります。申請地は大字新田字■■■■の一部で登記地目が畑で現況が宅地の 654.95 m²及び大字新田字■■■■■■■■■■の一部で登記地目が畑で現況が宅地の 267.66 m²になります。場所については、■■地区集会所から北東に 400m ほど進んだ所で、親子で■■■■を営んでいるところになります。(航空写真で位置を説明) 申請内容は農家住宅及び進入路になります。6 ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は周辺の農地の広がりから第 1 種農地と判断しておりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当いたしますので許可相当と判断いたしました。なお、既に住宅敷地及び進入路として利用されているため、追認事例となり、始末書が提出されています。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 5 番 井崎 誠 委員

井崎 5 番井崎が報告します。現状住宅が建っておりまして、排水対策も合併浄化槽によって処理し、放流も許可を取っておりなんら問題はありませんでした。以上です。

議長 地元委員は私ですが特にありません。

議長 次に、その3について事務局に説明を求めます。

事務局 その3についてご説明いたします。

現地調査資料の7ページをご覧ください。譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんで、祖母と孫の関係での3年間の賃貸借権設定で一時転用になります。申請地は大字新田■■■■■の一部で、登記地目現況共に畑の1,174㎡で、賃借料は年間■■■■■円です。場所については、JAみやざき■■■■■から西に350mほど進んだ土地になります。(航空写真で位置を説明)申請内容は農産物貯蔵施設になります。8ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は農用地区域内の農地となっておりますが、「申請にかかる農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること」に該当するため許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、現地調査の報告も兼ねて担当委員の説明をお願いします。

議長 14番 新恵浩二 委員

新恵 14番新恵が現地調査の報告をします。現地は県道沿いの畑で現状畑ですがコンテナ冷蔵庫を利用した貯蔵庫に農産物を出荷前の生産物を貯蔵をするということで、現状畑ですがそこにバラスを敷いてコンテナ冷蔵庫を建てるということです。排水はバラスを張って自然浸透ということなので問題ないかと思われます。以上です。

議長 次に、その4について事務局に説明を求めます。

事務局 その4についてご説明いたします。

現地調査資料の9ページをご覧ください。譲受人は■■■■・■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さんです。申請地は大字富田北一丁目■■■で、登記地目現況共に畑の362㎡です。場所については、■■■■■から南に90mほど進んだ土地になります。(航空写真で位置を説明)申請内容は一般個人住宅建築になります。10ページの利用計画図をご確認ください。申請理由は議案書記載のとおりで、申請地は都市計

画区域内の第一種住居地域に指定されているため、第3種農地と判断し、許可相当と判断いたしました。説明は以上です。

議長 それでは、担当委員から現地調査の報告をお願いします。

議長 5番 井崎 誠 委員

井崎 5番井崎が現地調査の報告をいたします。先ほど説明がありましたとおり、周りに家が建つということですが、あと1か所だけ空いているという形です。排水もちゃんとできるようになっておりなんら問題はありませんでした。以上です。

議長 地元委員からは何かありますか。

山口 ありません。

議長 ただ今、議案第29号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第29号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第29号については申請どおり承認されました。
よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。なお、申請番号1番については3,000㎡を超えているため常設審議委員会に諮問のうえ進達いたします。

議長 次に、議案第30号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転1）について」を議題といたします。

議長 それでは、その1の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

7番 太田 茂委員

太田 7番太田が1番について説明します。譲受人は■■■■さん、譲渡人が■■■■さん。所在地が上富田■■■■■■■■の田で2,011 m²、同じく上富田■■■■■■■■の田で1,296 m²です。対価額が■■■■■■円で、公告予定日が令和8年6月29日になっています。こちらは、倉永委員との共同あっせんです。以上です。

議長 次に、その2の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

6番 藤井貞敏委員

藤井 6番藤井が2番について説明いたします。譲渡人が大字新田■■番地■■■■さん、買受申出者が■■■■と■■■■さんになります。場所は新田■■から8筆で合計9,083 m²で対価額は■■■■■■円で10aあたりは■■■■■■円になります。公告予定日は令和8年6月29日、以上です。長友委員との共同あっせんです。

議長 ただ今、議案第30号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

井崎 1番は結構値段が安いんですけど10a当たりが。やはり現状場所が悪いんですね。

太田 これですよ、ね対価が逆じゃないですか。

事務局 そうです。失礼しました。

猪俣 それは山手ですか。

太田 そうです。

猪俣 その分が結局価格が下がっているということですね。じゃないと反当たりした時に■■万ぐらいしかないからですよ。

太田 これはですよ中々長引いてですね、最初にあっせんが出たんですけど、勝手に話をつけて値段を下げて話をしているもんだから、私が納得いかないからと待ってもらってなんとか吊り上げて。条件が悪かったもんだから上の土地が。あそこを付けないと売らないとなつて、何とか下の値段

だけは正常な値段にしてくださいということで反当たり■■■■円にして、それに付けて売のような感じにしました。

猪俣 山影とかなんでしょう。

太田 めかり田で。

猪俣 そうというのは減額にしないと思うが、反当たり 30 万円と決めるとしても陰で日照時間がないし、作ったとしても半分は陰でしょとか。

太田 鳥獣害の被害もあって、猪とか鹿も出るところでなんでもありなところですよ。

議長 他に質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 30 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案 30 号については承認されました。

議長 次に、議案第 31 号「農用地利用集積等促進計画案（所有権移転 2 及び貸借権記載内容の変更）について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。この案件は、農業振興公社の特例事業の一時貸付（4 年 10 ヶ月）を利用した売買になります。譲受人は、法人で 36ha の経営面積で営農しています、認定農家の「合同会社■■■■」代表をされている■■■■■さん、譲渡人は公益社団法人宮崎県農業振興公社です。所在地は大字上字新田■■■■■■■■で 2,450 m²の田です。対価額は■■■■円、経営規模拡大のための購入で、一時貸付の期間満了に伴う売買になります。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

藤井 ないです。

議長 次に、その 2 からその 39 まで一括して事務局の説明を求めます。

事務局 その 2 からその 39 については、中間管理事業における貸借権の契約内容変更に伴う耕作者変更等の記載内容の変更で 38 件になります。以上、説明いたします。

議長 ただ今、議案第 31 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 31 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 31 号については承認されました。

議長 次に、議案第 32 号「農用地利用集積等促進計画案（貸借権設定）について」を議題いたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局 提案理由についてご説明いたします。議案第 32 号農用地利用集積等促進計画案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対して要請するために議案として上程するものです。以上です。

議長 それでは、その 1 からその 62 まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局 ご説明いたします。

農地中間管理事業の新田西地区ほか、個別案件で、賃貸借 50 件、使用貸借 12 件の計 62 件になります。以上、説明いたします。

議長 ただ今、議案第 32 号について説明が終わりましたが質問等はないですか。

長友保 申請番号 14 番から 16 番の賃料が安いのはなぜですか。

中山 私が作っていたんですよ両方。一部中間管理でしていて、私も手が回らないから外したんですけど、近隣の■■■さんが牛を養っていて、だいたい周りは防衛省でそこだけ残ってしまって、私に作ってくれと言われて作っていたんですけど、私は■■円じゃなくてちゃんと払っていたんですが作る人がどうしても■■円ということで地主さんにも了解をもらって契約ということです。

長友保 ある程度基本がないと。

中山 感覚が防衛省の土地ばかり作っているんで、そういう感覚になっているんでしょうね。ただじゃないと作らないというし。精一杯出して 2 千円だと。

議長 長友委員そういうことでいいですかね。

長友保 はい。

事務局 金額については、契約される者同士で話し合いで契約書を作るからですよ。そこに役場がいくらじゃないとという話はしないんですよ。農地管理課が契約事務をしているんですけど、お互いに話し合って継続であれば前回の契約はこうだったと話もしているみたいですけど、やはり借り手がいなければ安くなったり、人間関係で昔からの知り合いだったたらただになったり、いろいろパターンがあるんでどこがお金の基準というのは中々ないと思うんですよ。今回は、これで農地管理課のほうで契約を結んで上がって来たからそこにいくらいくらという話は無いですね。当然貸す人も借りる人も納得されて判を押すわけですから。

長友保 でもある程度は基準があったほうがいいと思うんですよ。

猪俣 作物で違ったりもするから。飼料を作るか唐芋を作るかで。

事務局 ■■■さんは牛だから牧草だと思います。

中山 ■■■さんが作らないと誰も作らないというのもあるんですよ。道幅も狭くて■■■さんであれば自走で行かれるけど、ほかの人は絶対無理だ

から。仕方ないかなと私も思います。

猪俣 耕作放棄地になるよりかまだましだからですよ。

議長 この案件についてはいいですかね。ほかに質問はないですか。

出口 28、29 番は反当たり■■■円ですけど、やはり言えないんですか。さっきも言われたけど。使用貸借だったらこのぐらいに下げてもいいんじゃないんですかとか。ハウスも色々借地料があってこのぐらいに下げますとか、本人同士がオッケーだったら何も言えないですかね。

事務局 実質、貸す人と借りる人の合意に基づいて契約を結ぶ訳ですから、そこに我々が下げなさいとか上げなさいというのは民と民の話なんでできないですね。基準を作るといいんですけど、それを作るとなるとすごく条件を細かく決めてこのエリアは7万、このエリアは8万と中々難しくなってくるんじゃないかなという気はしますけど。

出口 J Rが高いですもんね。8万？7万ぐらい。J Rが来て7万円に上がったって聞いたんですけど。前はそんなになかったんですよ。

猪俣 前の時にも施設園芸関係の単価を調査したときに6件か7件しか出てこなかったと思うんですよ。ま、鬼付女関係が多いんですけど。それで作物を作ったときにマンゴーは10万円とかピーマンは8万円とか、そういう形で推移してきていて、柳瀬でいいますと整備したときにハウス関係は8万円。ところが中管理機構の賃借料は肥料や資材高騰があるから下げたんですよ。今現在は6万円に下げました昨年度から。これは話し合いをして下げますよということで了承してもらって今うちの場合は6万。しかし、個人間で若干高い人もいるし。先ほども言われたように相対で話をしている人もいるし。地区の中で話し合いができればいいんですけど。

芳野 これは新規就農者の■■■さんで、もう10年位になるんですけど、2、3年前に1回相談されたんですよ。最初に決めた時がこの■■■円で採れたり採れなかったりするんですよ。そういう時って下げてもらえないですかって相談を受けた時はあるんですよ。私も■■■は高いと思います。

事務局 それであれば■■■さんの方から地権者さんに話をして物価高騰で経費も上がっていて経営も厳しいからと下げる交渉をするしかないと思うん

ですよ。■■■さんがそこを使わなくなったら地権者さんはまた新たな相手を探さなくてはいけなくなる訳だし。

芳野　　ここがまた新田西地区の圃場整備でもハウスは移さないということになっているので、ハウスを手放すということはないとは思うので。

事務局　去年は日置田で■■■以上していた賃料を地区全体で話し合って下げるという交渉を地権者として下げた例はあります。■■■■円ぐらいまで下がりました。

議長　　この件についてはいいですかね。

議長　　それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 32 号について承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第 32 号については承認されました。

議長　　次に、議案第 33 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

議長　　議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局　説明いたします。「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」については、農業委員会等に関する法律第 37 条において、農業委員会の運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等にて情報の公開が義務付けられていることから、作成・公表するものです。
それでは、順を追ってご説明いたします。

事務局　（内容説明）

議長　　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はございませんか。

議長 ご質問、ご異議もないようですので、採決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、採決いたします。
議案第 33 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 33 号については承認されました。したが
いまして、県への提出及び町ホームページにて公表することといたしま
す。

議長 以上で、令和 8 年 6 月 29 日開会の第 6 回新富町農業委員会定例総会に
付議されました案件は、全て審議終了しました。
これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

令和 8 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____